（広報例　1）

宮崎県最低賃金が時間額 1,085 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 24 日から**「時間額 1,085 円」**に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部　賃金室

電話　0985－38－8836

（広報例　2）

宮崎県最低賃金が時間額 1,085 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 24 日から**「時間額 1,085 円」**に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※　最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金　②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金　④精皆勤手当　⑤通勤手当　⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部　賃金室

電話　0985－38－8836

（広報例　3）

宮崎県最低賃金が時間額 1,085 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 24 日から**「時間額 1,085 円」**に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※　最低賃金引上げの支援策として各種助成金をご活用ください。

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部　賃金室

電話　0985－38－8836